

[事案 29-306] 契約解除取消請求

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人による告知妨害等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

非浸潤性乳管がんの診断を受け、入院・手術をしたので、平成 29 年 3 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約の解除を取り消してほしい。または、精神的苦痛を受けた慰謝料として、既払込保険料の全額返還を求める。

- (1) 以前に別のがんになったことについて、契約の前から募集人に伝えており、告知時にも 10 年以上経過しているので記入する必要がないと言われたので告知しなかった。
- (2) 告知書のがんの罹患歴を問う質問に関し、「いいえ」に○を付けたのは、募集人である。自分は、「はい」に○を付けたが、「はい」はダメと募集人が横から「いいえ」に○を付けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 募集人が、告知義務に該当する事実の告知を妨害したり、告知しないよう働きかけたり、虚偽の告知をするように働きかけた事実はない。
- (2) 上記のような不当な事実が認められない以上、慰謝料請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に不適切な対応がなかったか等、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による告知の際の不適切な対応等は認められず、保険会社が慰謝料を支払うべき不当な行為の存在も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。